

所沢市議会基本条例新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 議会と行政の関係 <u>(第9条—第11条)</u></p> <p>第5章 議会における審議 <u>(第12条)</u></p> <p>第6章 議員間の自由討議 <u>(第13条・第14条)</u></p> <p>第7章 委員会の活動 <u>(第15条・第16条)</u></p> <p>第8章 政務活動費 <u>(第17条)</u></p> <p>第9章 議会及び議会事務局の体制整備 <u>(第18条—第24条)</u></p> <p>第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇 <u>(第25条—第27条)</u></p> <p>第11章 <u>災害時における議会の活動 (第28条)</u></p> <p>第12章 <u>他の自治体の議会との交流及び連携 (第29条)</u></p> <p>第13章 <u>議会評価及び見直し手続 (第30条・第31条)</u></p> <p>附則</p> <p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議会は、多様な意見交換の場を設け、広聴活動を充実させるよう努め</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 議会と行政の関係 <u>(第9条・第10条)</u></p> <p>第5章 議会における審議 <u>(第11条)</u></p> <p>第6章 議員間の自由討議 <u>(第12条・第13条)</u></p> <p>第7章 委員会の活動 <u>(第14条・第15条)</u></p> <p>第8章 政務活動費 <u>(第16条)</u></p> <p>第9章 議会及び議会事務局の体制整備 <u>(第17条—第23条)</u></p> <p>第10章 議員の政治倫理、身分及び待遇 <u>(第24条—第26条)</u></p> <p>第11章 <u>補則 (第27条)</u></p> <p>附則</p> <p>(市民参加及び市民との連携)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p>

るものとする。

(議決事件の追加等)

第10条 議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の追加等を検討するものとする。

2 議会の議決すべき事件については、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例（平成21年条例第2号）に定める。

(閉会中の文書による質問)

第11条 略

2 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。

3 前2項の規定による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。

(議会審議における論点情報の形成)

第12条 略

(議員間の自由討議)

第13条 略

(政策討論会)

第14条 議会及び委員会は、市政に関する重要な政策及び課題に関し議員相互間の共通認識の醸成及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、積極的に政策討論会を開催するものとする。

(閉会中の文書による質問)

第10条 略

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 略

(議員間の自由討議)

第12条 略

(政策討論会)

第13条 議会は、共通認識を醸成するため、積極的に政策討論会を行うものとする。

(委員会の運営等)

第15条 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行うよう努めなければならない。

2 議会は、正副委員長連絡協議会を開催するものとする。

(議会運営委員会)

第16条 略

(政務活動費)

第17条 略

(議員研修の充実強化)

第18条 略

(議会事務局の機能強化)

第19条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

2 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる政策情報の提供に努めるものとする。

3 前2項の目的を達成するため、議会及び議会事務局は、大学等研究機関又は専門的識見等を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(委員会の運営)

第14条 委員会の委員長及び副委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。

2 議会は、正副委員長連絡協議会を設置することができる。

(議会運営委員会)

第15条 略

(政務活動費)

第16条 略

(議員研修の充実強化)

第17条 略

(議会事務局)

第18条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化、組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

(予算の確保)

第20条 略

(議会図書室)

第21条 略

(議会広聴広報の充実)

第22条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広聴及び広報に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

2 議会の広聴広報機能の充実を図り、開かれた議会を目指すため、議員で構成する広聴広報に関する会議体を設置する。

(専門的識見の活用)

第23条 略

(附属機関の設置)

第24条 略

(議員の政治倫理)

第25条 略

(議員定数)

第26条 略

(予算の確保)

第19条 略

(議会図書室)

第20条 略

(議会広報の充実)

第21条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動等に努めるものとする。

3 議会は、広報紙等の充実のため、市民からの意見や要望を取り上げるよう努めるものとする。

(専門的識見の活用)

第22条 略

(附属機関の設置)

第23条 略

(議員の政治倫理)

第24条 略

(議員定数)

第25条 略

(議員報酬)

第27条 略

第11章 災害時における議会の活動

(災害時における議会の活動)

第28条 議会は、災害時においては議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等との情報共有を図ることにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする。

第12章 他の自治体の議会との交流及び連携

(他の自治体の議会との交流及び連携)

第29条 議会は、政策形成及び広域的な課題の解決に資するため、他の自治体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

第13章 議会評価及び見直し手続

(議会評価)

第30条 議会は、説明責任を果たし、透明で市民の負託に応えられる議会の実現及び議会運営の活性化を図るため、議会が実施する事業及び議会改革について毎年度評価を行い、その結果を市民等に公表するとともに議会活動に反映させるものとする。

(見直し手続)

第31条 略

附 則

(議員報酬)

第26条 略

第11章 補則

(見直し手続)

第27条 略

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(所沢市議会政策研究審議会条例の一部改正)

2 所沢市議会政策研究審議会条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」を「第24条」に改める。